

長崎県私立学校物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（私立小・中・高等・専修・各種学校）

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	支援の内容はどのようなものか。	対象施設の物価高騰の影響による負担を軽減するため、支援対象の規模に応じて <u>定額</u> の支援金を支給することとしております。
2	対象・要件	<u>対象</u> となる事業所等は。	運営に要する経費の支払い実績を有しており、事業を継続中である以下の学校となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・私立小学校 ・私立中学校 ・私立高等学校 ・私立専修学校 ・私立各種学校 （以下、「私立学校」という。） ただし、以下「3」に示す対象外要件に該当していないこと。
3	対象・要件	<u>対象外</u> となる私立学校は。	まず、設置者が以下のいずれにも該当しないことが前提となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。） ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。） ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの そのうえで、設置されている私立学校が以下のいずれかに該当する場合は、支援の <u>対象外</u> となります。 （1）申請日時時点で休校（実質的に学校活動を行っていない状態を含む）又は閉校している私立学校 （2）令和6年5月1日及び申請日時時点で在籍する児童・生徒の数が0名の私立学校 （3）令和6年度の途中で休校又は閉校を予定している、若しくは在籍する児童・生徒が0名になる見込みの私立学校 （4）恒常的に連絡を取ることができない私立学校

長崎県私立学校物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（私立小・中・高等・専修・各種学校）

No	区分	質問	回答
4	対象・要件	令和6年度中に休校・閉校した私立学校は対象になるか。	申請日の時点で休校（実質的に学校活動を行っていない状態を含む）・閉校している私立学校は対象となりません。 また、長崎県私立学校物価高騰支援緊急支援事業支援金支給・申請要領第2の1に定めるとおり、「支援金の受領後も事業を継続する意思があること」が支援の要件となっておりますので、少なくとも当年度中までは学校運営を継続することが前提となり、申請日時点で事業を実施している場合でも、令和6年度の途中に休校・閉校を予定している事業者は対象となりません。
5	対象・要件	令和5年度に休校又は生徒数が0で、令和6年度になって再開した私立学校は対象になるか。	申請日時点までに事業が再開され、運営に要する経費の支払実績があり、かつ令和6年5月1日時点に児童又は生徒が1名以上在籍している場合は、対象になります。
6	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、当該市町内の私立学校について県の支援は行うのか。	各市町において、今年度、原油価格・物価高騰の緊急支援を行っている場合でも、県からの支援金は支給します。
7	申請方法等	申請は法人等の単位で行うのか、各私立学校で行うのか。	申請は、法人等単位で行っていただくこととなります。法人等に複数の私立学校がある場合は、必ず法人等でまとめて申請してください。ただし振込先が異なる場合は様式を分けて記入してください。
8	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	県ホームページに申請書を掲載しますので、ダウンロードしていただき記入の上、電子申請フォーム（県HPの右上「MENU」を選択 「電子申請システム」から入り、「手続き一覧」で長崎県私立学校物価高騰緊急支援金に関する様式を選択。）へのアップロードで事務局へ申請ください。 「電子申請システム」の「手続き一覧」からは以下の方法で探すことができます。 検索キーワード：「私立学校」等 分類別：「教育・文化」に該当 50音検索：「し」
9	申請方法等	メール、FAX、郵送、持参での申請書提出は可能か。	申請フォームのみの対応とさせていただきます。 なお、やむを得ない事情により長崎県電子申請システムの利用ができない場合には、学事振興課へご相談ください。

長崎県私立学校物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（私立小・中・高等・専修・各種学校）

No	区分	質問	回答
10	申請方法等	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は原則として一致（法人名のみ口座名義は可）する必要がある、これが異なる場合支給ができません。 ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載します。
11	申請方法等	インターネットバンキング等通帳がない口座の場合は、どのような書類を添付すればよいか。	支援金の振込みに必要な口座情報（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義（カタカナ・漢字）等）がわかる書類を添付してください。 インターネットバンキングの場合は、インターネット上で口座情報を確認できるページを印刷したもので差し支えありません。 当座口座の場合は、当座勘定照合表、残高証明書等口座情報が記載された書類を添付してください（口座情報以外の部分は黒塗りしていただいて構いません。）。
12	申請方法等	支給・申請要領第4に定められている「（3）その他知事が必要と認める書類」とは、何を添付すればよいか。	申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、委任状を添付してください。 申請日時点で委任状を提出する必要がない場合は、「その他必要な書類」の添付は不要です。 また、県及び審査事務の受託者による審査の段階で追加で書類の提出を求める場合があります。
13	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和7年1月20日（月）までを予定しています。
14	申請方法等	申請は法人等の単位で行うのか、各学校で行うのか。	複数学校を設置する場合は、法人等の単位での申請を基本とします。様式第1号に学校ごとの支援金額と合計の申請額を記入するようにしてください。 ただし、申請1件あたり登録できる振込先口座は1件となりますので、学校ごとに振込先口座が異なる場合は、学校ごとに申請書を作成してください。

長崎県私立学校物価高騰支援緊急支援事業支援金にかかるQ&A（私立小・中・高等・専修・各種学校）

No	区分	質問	回答
15	支援金額の算定方法等	金額はどのように決定するのか。	<p>以下のとおり、在籍する児童・生徒の数（令和5年5月1日時点）ごとに支援額が決まっています。</p> <p>120名未満：33,000円 120名以上240名未満：100,000円 240名以上360名未満：167,000円 360名以上480名未満：234,000円 480名以上600名未満：301,000円 600名以上720名未満：368,000円 720名以上840名未満：435,000円 840名以上960名未満：502,000円 960名以上1080名未満：569,000円 1080名以上1200名未満：636,000円 1200名以上1320名未満：704,000円</p> <p>尚、在籍する児童・生徒の数は、長崎県総務部学事振興課長が発出した以下の照会に対する回答と一致するものと想定しています。</p> <p>ア 令和6年4月23日R06-01150-00229 「令和6年度 児童生徒数調査について（依頼）」 （対象：各私立小・中・高等学校）</p> <p>イ 令和6年4月9日R06-01150-00099 「令和6年度の生徒数及び教職員数の調査について（依頼）」 （対象：各私立専修・各種学校）</p>
16	支援金額の算定方法等	令和6年度に新設した私立学校は対象になるのか。	令和6年度に新設した私立学校でも申請時点で運営に要する経費の支払実績を有し、事業継続中であれば対象となります。